11　労働基準監督関係

職員に対しては原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法の適用があるが、地方公務員法第58条第５項の規定により、現業職員（労働基準法別表第１第１号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員）以外の職員に関する労働基準監督機関の職権は人事委員会が行うこととされている。

なお、企業職員及び単純労務職員は、すべて労働局等が職権を行使する。

(1) 県関係事業所の労働基準法別表第１の各号別等

平成22年４月１日現在の号別区分による事業所数は次のとおりであり、当該事業所の一覧は、ア及びイのとおりである。

人事委員会の所管事業所					労働局等の所管事業所				
労働基準法別表第１の号別等	事業所数				労働基準法別表第１の号別等	事業所数			
	知事等	教委	警察	計		知事等	教委	警察	計
第12号（教育・研究又は調査の事業）	30	119	1	150	第１号（製造加工事業）		1		1
					第７号（畜産・養蚕又は水産の事業）	2			2
別表第１の各号に該当しない官公署	63	4	37	104	第13号（保健衛生事業）	19	9		28
	93	123	38	254		21	10		31

（注）「知事等」には議会、各種委員会、委員の事務局を含む。

ア　地方公務員法第58条第５項により人事委員会が所管する事業所

名称	労働基準法別表第１号別等	名称	労働基準法別表第１号別等
新潟県立看護大学	第12号	新潟県農業総合研究所	第12号
新潟県立歴史博物館	〃	同　各研究センター	〃
新潟県消防学校（自治研修所を含む。）	〃	同　各農業技術センター	〃
新潟県放射線監視センター	〃	新潟県農業大学校	〃
新潟県保健環境科学研究所	〃	新潟県森林研究所	〃
新潟県工業技術総合研究所	〃	新潟県水産海洋研究所	〃
同　各技術支援センター	〃	同　佐渡水産技術センター	〃
新潟県醸造試験場	〃	新潟県内水面水産試験場	〃
各新潟県立テクノスクール	〃	同　魚沼支場	〃
		新潟県立教育センター	〃

名　　称	労働基準法別表第１号別等	名　　称	労働基準法別表第１号別等
新潟県立図書館	第12号	各新潟県地域振興局健康福祉環境部児童・障害者相談センター	別表第１の各号に該当しない官公署
新潟県立生涯学習推進センター	〃		
新潟県立青少年研修センター	〃	各新潟県地域振興局地域整備部維持管理事務所	〃
新潟県少年自然の家	〃		
新潟県立近代美術館	〃	新潟県新発田地域振興局県税部村上収税課	〃
同　　万代島美術館	〃		
新潟県立文書館	〃	新潟県新発田地域振興局地域整備部奥胎内分所	〃
新潟県立阿賀黎明中学校	〃		
各新潟県立高等学校	〃	新潟県新潟地域振興局県税部新津収税課	〃
各新潟県立中等教育学校	〃		
新潟県立新潟盲学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃	新潟県新潟地域振興局健康福祉部津川地区センター	〃
各新潟県立聾学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃	新潟県新潟地域振興局新津農業振興部	〃
		新潟県新潟地域振興局巻農業振興部	〃
各新潟県立養護学校（給食場及び寄宿舎を除く。）	〃	新潟県新潟地域振興局新津地域整備部	〃
		新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所	〃
新潟県立五泉特別支援学校	〃		
新潟県立幼稚園	〃	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所	〃
新潟県警察学校	〃	新潟県新潟地域振興局新潟港湾事務所東港分所	〃
新潟県知事部局本庁（交通事故相談所を含む。）	別表第１の各号に該当しない官公署	新潟県長岡地域振興局県税部柏崎収税課	〃
新潟県知事政策局国際課パスポートセンター	〃		
		新潟県南魚沼地域振興局県税部十日町収税課	〃
新潟県議会事務局	〃		
新潟県選挙管理委員会事務局	〃	新潟県上越地域振興局県税部糸魚川収税課	〃
新潟県人事委員会事務局	〃		
新潟県監査委員事務局	〃	新潟県上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所	〃
新潟県労働委員会事務局	〃		
各新潟県海区漁業調整委員会事務局	〃	新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所	〃
新潟県教育庁本庁	〃	新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所	〃
新潟県警察本部（各隊及び運転免許センターを除く。）	〃		
		新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農政庁舎）	〃
新潟県警察本部各隊	〃		
新潟県警察本部運転免許センター	〃	新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（農地庁舎）	〃
各新潟県地域振興局（他に定めるものを除く。）	〃		

名　　称	労働基準法別表第１号別等	名　　称	労働基準法別表第１号別等
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（水産庁舎）	別表第1の各号に該当しない官公署	各新潟県食肉衛生検査センター	別表第1の各号に該当しない官公署
新潟県佐渡地域振興局地域整備部（港湾空港庁舎）	〃	新潟県計量検定所	〃
新潟県東京事務所	〃	新潟県大阪事務所	〃
新潟県消費生活センター	〃	新潟県病害虫防除所	〃
新潟県愛鳥センター紫雲寺さえずりの里	〃	各新潟県家畜保健衛生所	〃
新潟県中央福祉相談センター（中央児童相談所、女性福祉相談所及びあかしや寮を含む。）	〃	新潟県中央家畜保健衛生所佐渡支所	〃
		新潟県流域下水道事務所	〃
		各新潟県教育庁教育事務所	〃
		各新潟県警察署	〃

イ　労働局等が所管する事業所

名　　称	労働基準法別表第１号別等	名　　称	労働基準法別表第１号別等
新潟県立学校給食場	第１号	新潟県コロニーにいがた白岩の里	第13号
新潟県佐渡トキ保護センター	第７号	新潟県新星学園	〃
新潟県妙法育成牧場	〃	新潟県はまぐみ小児療養センター	〃
各新潟県地域振興局健康福祉環境部（児童・障害者相談センターを除く。）	第13号	新潟県若草寮	〃
		新潟県新潟学園	〃
各新潟県地域振興局健康福祉部（地区センターを除く。）	〃	新潟県立新潟盲学校寄宿舎	〃
		各新潟県立聾学校寄宿舎	〃
新潟県精神保健福祉センター	〃	各新潟県立養護学校寄宿舎	〃
新潟県あけぼの園	〃		

(2) 労働基準監督職権行使

ア　許可・届出の受理・検査等

本年度、労働基準監督の職権行使として許可・届出の受理・検査等を行った件数は、次のとおりである。

	項　　目	知事等	教　育	警　察	計
労働基準法関係	時間外労働・休日労働に関する協定届の受理	30	0	1	31
	断続的な宿日直の許可	5	1	0	6
	解雇予告除外認定	1	1	0	2
労働安全衛生法関係	総括安全衛生管理者選任報告の受理	1	0	0	1
	衛生管理者選任報告の受理	10	34	21	65
	産業医選任報告の受理	8	0	2	10
	第一種圧力容器設置届の受理	1	0	0	1
	第一種圧力容器落成検査申請書の受理	1	0	0	1
	クレーン設置届の受理	1	0	0	1
	クレーン使用廃止報告書の受理	2	0	0	2
	一般定期健康診断結果報告の受理	23	72	30	125
	特殊定期健康診断結果報告の受理	52	1	2	55
	労働者死傷病報告の受理	1	1	26	28

イ　労働基準監督現地調査指導

労働基準法に基づく前年度の36協定時間超実績、労働安全衛生法に基づく危険有害業務の状況等について書類調査及び現地調査を行った。本年度調査を行ったのは、次のとおりである。

①　書類調査を行った事業所　198事業所

人事委員会が所管する254事業所のうち、事業所規模等から必要と認められる198事業所に対し書類調査を行った。

②　現地調査を行った事業所　11事業所

書類調査を行った事業所のうち、必要と認められる11事業所に対し現地調査を行った。

事　業　所　名	号 別	調 査 日	事　業　所　名	号 別	調 査 日
(知事部局関係８か所)			中越家畜保健衛生所	官公署	21.12.15
消防学校	第12号	21.12.18	内水面水産試験場	第12号	21.12.11
放射線監視センター	〃	21.12. 7	(教育委員会関係２か所)		
工業技術総合研究所中越技術支援センター	〃	21.12.11	長岡農業高等学校	第12号	21.12.11
醸造試験場	〃	21.12.17	柏崎養護学校	〃	21.12. 7
農業総合研究所食品研究センター	〃	21.12.15	(警察関係１か所)		
下越家畜保健衛生所	官公署	21.12.14	長岡警察署	官公署	21.12.25

調査の結果、事業所ごとの改善すべき事項を事業所の長に指摘し、速やかな改善とともに改善方法等の報告を要請。併せて、下記の点を任命権者に通知した。

記

(知事部局)

ア　一部事業所において、いわゆる36協定で定める延長時間を超えて職員に時間外勤務を命じているものが見受けられるので、適切な措置を講じること。

イ　常時50人以上の労働者を使用する事業所で定期健康診断を実施した場合は、遅滞なく当委員会に結果報告すること。

ウ　常時50人以上の労働者を使用する事業所で衛生管理者を選任した場合は、遅滞なく当委員会に選任報告すること。

エ　安全衛生管理体制が既に整備されている事業所で、産業医が職場巡視をしていない事業所や衛生委員会を開催していない事業所が見受けられるので、実施すること。

オ　有機溶剤取扱業務を行っている事業所について、有機溶剤中毒予防規則に基づき、作業環境測定及び健康診断を実施すべき事業所があるが、消費量が少量の場合は、当該規定の適用が除外される場合があるので、消費量を記録し、同規則第３条による一部適用除外認定を受ける等適切に対応すること。

カ　特定化学物質取扱業務を行っている事業所について、特定化学物質障害予防規則に基づき、局所排気装置の設置又は作業環境測定を実施すべき事業所があるので、使用状況を精査し、必要な措置の要否を検討すること。

(教育委員会)

ア　県立学校等労働基準法別表第１の第12号に該当する事業所において、いわゆる36協定を締結せずに職員に時間外勤務を命ずることは違法なので、時間外勤務を命じている場合は、早急に同協定を締結すること。

イ　休養室の設置について、事務所衛生基準規則に従い、その整備に努めること。

ウ　常時50人以上の労働者を使用する事業所で定期健康診断を実施した場合は、遅滞なく当委員会に結果報告すること。

エ　安全衛生管理体制が既に整備されている事業所で、産業医が職場巡視をしていない事業所や衛生委員会を開催していない事業所が見受けられるので、実施すること。

オ　有機溶剤取扱業務を行っている事業所について、有機溶剤中毒予防規則に基づき局所排気装置等を設置し、作業環境測定及び健康診断を実施する必要があるが、消費量が少量の場合は、当該規定の適用が除外される場合があるので、消費量を記録し、同規則第３条による一部適用除外認定を受ける等適切に対応すること。

　また、一部適用除外認定を受けた事業所について、許容消費量を超過している事業所が見受けられるので、消費量について精査する等適切に対応すること。

カ　特定化学物質取扱業務を行っている事業所について、特定化学物質障害予防規則に基づき、作業環境測定及び健康診断を実施すべき事業所があるので、使用状況を精査し、作業環境測定及び健康診断の実施の要否を検討すること。

（警察本部）

　安全衛生管理体制が既に整備されている事業所で、産業医が職場巡視をしていない事業所や衛生委員会を開催していない事業所が見受けられるので、実施すること。